

町屋・古民家に係る規制緩和について（案）

I. 構造改革特別区域内であること	I. 構造改革特別区域内であることを要しない 但し、旅館、簡易宿所としての許可に際して、下記1、2に該当する建造物であることの市町村の確認書を添付すること。
II. 具体的要件	II. 具体的要件
1. 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第144条第1項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内にあること。	同左
2. 文化財保護法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物等（次号において「伝統的建造物」という。）であること。	同左
3. 伝統的建造物としての特性を維持するため、旅館業法施行令第1条第2項第4号に規定する玄関帳場等を設けることが困難であること。	同左
4. 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。具体的には以下（1）から（3）の状態を指すこと。 （1）ビデオカメラ等を設置することにより、宿泊者の出入りの状況が確認できること。 （2）管理事務所等において宿泊者との面接を行い、宿泊者名簿の記載を行うこと。 （3）管理事務所等から旅館営業施設まで職員が宿泊者に付き添って案内し、職員が解錠のうえ、宿泊者に鍵を引き渡すこと。	(1) 同左 (2) 同左。建物の管理取扱責任について、署名を取ること。 (3) 同左 (4) ① 一棟丸ごと貸与する場合には、建物の鍵の管理を宿泊者の責任により実施すること。又は ② 宿泊者が複数組に及ぶ場合には、宿泊者相互間の面識を持たせること。
5. 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。具体的には以下（1）から（4）の状態を指すこと。 （1）旅館営業施設と管理事務所等との間に通話機器が設置されていること。 （2）旅館営業施設が管理事務所等の周囲おおむね100メートルの区域内に設置されていること。 （3）宿泊者の安全等を確保するためのマニュアルを整備すること。 （4）地方公共団体、防犯関係者、消防関係者、観光又は地域振興に取り組む関係者等が、状況の確認と情報交換を行う体制を構築すること。	(1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左

※旅館の場合、客室数は5室以上（和室の場合7㎡以上）、簡易宿所の場合客室数の規制はない（延べ床面積は33㎡）。